

生活衛生貸付に係る推せん書の在り方について

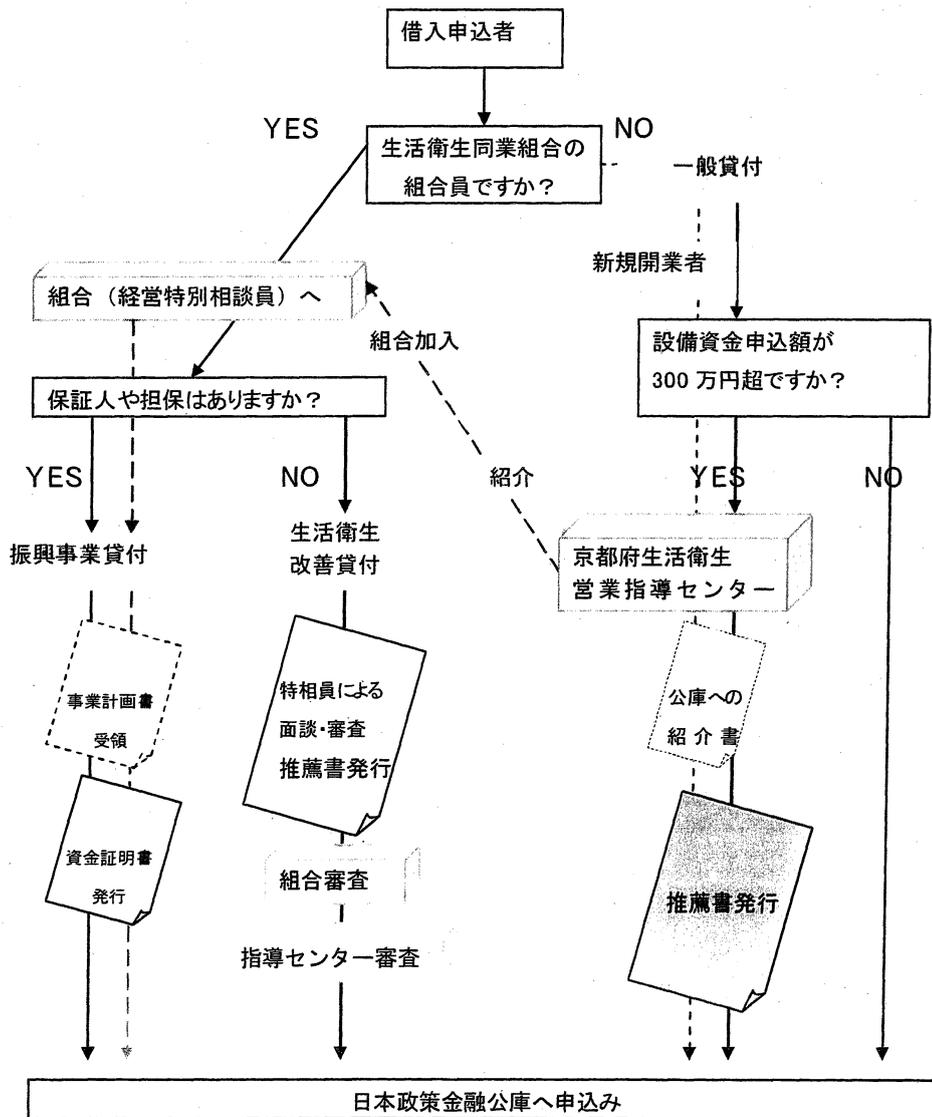
平成23年6月6日

財団法人京都府生活衛生営業指導センター
山岡真弓

■生活衛生融資の意味と手続きの流れについて

■推薦書発行の流れや、その意義について

参考：生活衛生融資の流れ(京都府)



【平成22年度】一般貸付融資実績(直接扱)

(単位:件、千円)

	一般貸付	
	件数	金額
～1,000	656 (14%)	487,142 (2%)
1,001～2,000	860 (18%)	1,450,226 (7%)
2,001～3,000	1,019 (22%)	2,866,840 (14%)
3,001～4,000	237 (5%)	910,010 (4%)
4,001～5,000	461 (10%)	2,237,690 (11%)
5,001～	1,425 (31%)	13,177,823 (62%)
合計	4,659	21,129,731

※一般貸付の他、特例貸付(受動喫煙防止資金等。平成22年度21件67,300千円。知事の推薦状が必要となる。)

都道府県知事の推薦書発行事務の実施状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県指導センターに委託(一部委託を含む)	32	33	35	36	36	37	31	38
都道府県で実施	15	14	12	11	11	10	10	9
県指導センターへの委託に移行した府県		岩手県	秋田県 沖縄県	徳島県 石川県		愛媛県		京都府

推薦書発行事務を直接実施している府県： 青森県、神奈川県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、高知県

推薦事務制度の変遷

昭和42年 推薦制度発足

昭和43年 申込金額50万円を超えるものを対象

昭和51年 申込金額が100万円を超えるものを対象

昭和58年 推薦事務の一部を都道府県指導センターへ委託可能

推薦書交付願に「衛生管理状況」を添付(昭和59年1月より実施)

平成6年 申込金額が300万円を超えるものを対象

平成12年 推薦事務の全部を都道府県指導センターへ委託可能

「生活衛生資金貸付制度」における都道府県の推薦書発行に
際しての審査基準について

審 査 基 準

(昭和42年10月7日環衛第7125号環境衛生局長から各都道府県知事宛)

都道府県知事が、融資の申込に関し、環境衛生金融公庫に対して行う推薦については、当該融資の申込が、次の事項に適合するものでなければならぬものとする。

- 1 融資の申込みの内容が環境衛生金融公庫法業務方法書、環境衛生金融公庫貸付準則等の貸付方針に適合するものであること。
- 2 融資の申込みの内容が法令の趣旨及び行政方針に合致するものであること。
- 3 融資の申込者が環境衛生関係営業に関して、過去3年間において法令に違反し、又は行政処分を受けたことがないものであること。
- 4 融資の申込みの内容が、当該融資の申込みに係る営業又は事業の経営状態の改善向上を目的とするものであること。
- 5 融資の申込みの内容が、業者間の過当競争を招くおそれのないものであること。
- 6 前各号のほか、都道府県知事が特に必要と認める事項であって厚生大臣の承認を受けて定めるところに適合するものであること。

様式 A〔飲食・旅館業関係〕

衛生管理の状況について

昭和 年 月 日

都道府県名

この調査は、あなたのお店の衛生管理などについておたずねするものです。お答えは、該当するものを○でかこみ、（ ）に数字などを書き入れてください。なお、この回答の内容によって融資のための推せんをするかどうかは関係しません。

あなたのお店の住所 氏名（お店の屋号）

すでに営業しておられる方におたずねします

1 営業許可は、次のどれですか

(1) 飲食店営業（営業の種別はどれに該当しますか）

(①そば・うどん店②中華料理店③すし店④日本料理店⑤バー⑥仕出・弁当屋⑦レストラン⑧一般食堂⑨大衆酒場⑩その他)

(2) 喫茶店営業 (3) 食肉販売業 (①食肉販売業 ②食鳥肉販売業) (4) 氷雪販売業

(5) 旅館業 (①旅館 ②ホテル ③簡易宿所) (宿泊定員 名)
.....宿泊客には食事を出していますか..... (はい・いいえ)

2 風俗営業法の許可をうけていますか..... (はい・いいえ)

3 あなたをふくめて現在働いている人は、何名ですか..... [名(そのうちパート・アルバイトは 名)]

4 食品衛生責任者をおいていますか..... (名・いない)

○ 田中 田中

○ 田中 田中

5 調理師の免許をもっている方は、何名いますか..... (名・いない)

6 あなたが営業していくうえで、守らなければならない衛生上のいろいろな規則や基準がありますが、あなたのお店ではそのために何か特別にさだめていますか..... (はい・いいえ)

7 この一年間に保健所などから、いろいろな指導を受けたことがありますか..... (はい・いいえ)
それはどんなことですか [①店舗や設備の面で ②衛生管理の面で ③ほかのことで ()]

8 ふだんから衛生管理については、十分気をつけていると思いますが、次の点についてあなたのお店ではどのようにしていますか

- (1) 店内の清掃は毎日していますか..... (している・していない)
(2) 定期的におねずみやゴキブリなどの駆除をしていますか..... (している・していない)
(3) 店内の換気・採光・照明についてたえず気をつけていますか..... (いる・時々は・別に気にしていない)
(4) 食器や調理器具はいつも清潔にしていますか..... (している・していない)
(5) 調理済み食器の残つたものについてはすてたり、冷蔵保管など衛生的な取り扱いに心がけていますか..... (い る・い な い)
(6) 食品の保管庫や倉庫の清掃は、毎日していますか..... (している・していない)
(7) お客の食べ残し、野菜クズ・魚・肉類などの生ゴミの始末は毎日きちんとしていますか..... (している・していない)
(8) 働いている人は、定期的に健康診断を受けていますか..... (い る・し てい な い)
(9) 働いている人に対して定期的に衛生教育をしていますか..... (している・していない)

9 (食肉販売業・食鳥肉販売業・氷雪販売業の方だけお答えください)

カッター・処理台・販売ケースの清掃は、毎日していますか..... (している・していない)

10 (旅館業の方だけお答えください)

- (1) 給水、給湯施設の管理は、定期的に行っていますか..... (している・していない)
(2) 寝具類の清潔には特に注意を払っていますか..... (い る・い な い)

11 あなたがこれから、衛生上特に気をつけていきたいことがありましたら、お聞かせください。

◎ 新たに開業される方におたずねします

1 予定されている営業許可は、次のどれですか

(1) 飲食店営業 (営業の種類はどれに該当しますか)

(①そば・うどん店②中華料理店③すし店④日本料理店⑤バー⑥仕出・弁当屋⑦レストラン⑧一般食堂⑨大衆酒場⑩その他_____)

(2) 喫茶店営業 (3) 食肉販売業 (①食肉販売業 ②食鳥肉販売業) (4) 氷雪販売業

(5) 旅館業..... (①旅館 ②ホテル ③簡易宿所)..... (宿泊予定定員_____名)

.....宿泊客には食事を出す予定ですか..... (はい・いいえ)

2 風俗営業法の許可は、受ける予定ですか..... (はい・いいえ)

3 あなたをふくめて働く人は、何名の予定ですか..... [_____名(そのうちパート、アルバイトは_____名)]

4 食品衛生責任者をおかなければなりません、予定されている方がいますか..... (_____名・いない)

5 調理師の免許を持っている方は、何名になる予定ですか..... (_____名・いない)

6 開業されるにあたってすでに営業している方におたずねしたような衛生管理上いろいろ気をつけなければならないことがたくさんあります。

あなたがこれから、衛生上特に気をつけていきたいことがありましたら、お聞かせください。

〇 冊 冊 冊

〇 冊 冊 冊

様式B [サービス業関係]

衛生管理の状況について

昭和 年 月 日

都道府県名 _____

この調査は、あなたのお店の衛生管理などについておたずねするものです。お答えは、該当するものを○でかこみ、()に数字などを書き入れてください。なお、この回答の内容によつて融資のための推せんをするかどうかは関係しません。

あなたのお店の住所 _____ 氏名(お店の屋号) _____

◎ すでに営業しておられる方におたずねします

1 営業許可・届出は、次のどれですか

(1) 理容業 (2) 美容業 (3) クリーニング業 (4) 公衆浴場業

(5) 興行場営業 (①映画 ②演劇 ③演芸)

2 あなたをふくめて、現在働いている人は、何名ですか..... [_____名(そのうちパート、アルバイトは_____名)]

3 この一年間に保健所などから、いろいろな指導を受けたことがありますか..... (はい・いいえ)

それはどんなことですか [①店舗や設備の面で ②衛生管理の面で ③ほかのことで()]

4 ふだんから衛生管理については、十分気をつけていると思いますが、次の点についてあなたのお店ではどのようにしていますか

(1) 店内の清掃は毎日していますか..... (している・していない)

(2) 機械など設備の点検は毎日していますか..... (している・していない)

- (3) 店内の換気・採光・照明についてたえず気をつけていますか…………… (いる・時々は・別に気にしていない)
 - (4) 働いている人は、定期的に健康診断を受けていますか…………… (い る・い な い)
 - (5) 働いている人に対して定期的に衛生教育をしていますか…………… (している・していない)
- 5 (理容業・美容業の方だけお答えください)
- (1) 管理理容師・管理美容師の資格をもっている方は、何名いますか…………… (___名・い な い)
 - (2) はさみ・バリカン・むしタオルなどはきちんと消毒していますか…………… (している・していない)
 - (3) パーマネント溶液の使用法や保管について特に注意していますか…………… (している・していない)
 - (4) 白衣やマスクの着用、手指の消毒など作業中常に衛生に心がけていますか…………… (い る・い な い)
- 6 (クリーニング業の方だけお答えください)
- (1) クリーニング師の免許をもっている方は、何名いますか…………… (___名・い な い)
 - (2) 洗濯済みのものとそうでないものとの区別はきちんとしていますか…………… (している・していない)
 - (3) ドライクリーニング溶剤や薬剤の使用・保管と使用後のスラッジなどの処理は、きちんとしていますか…………… (している・していない)
 - (4) 仕上げ済みのものの再汚染防止に特に気をつけていますか…………… (い る・い な い)
- 7 (公衆浴場業の方だけお答えください)
- (1) 浴槽、洗場、脱衣室の清掃は、すみずみまで気をつけてしていますか…………… (している・していない)
 - (2) 浴槽内のお湯のよごれなどにたえず気をつけていますか…………… (は い・時 々 は)
- 8 (興行場営業の方だけお答えください)
- (1) 観客席、廊下、便所の清掃は、すみずみまで気をつけてしていますか…………… (している・していない)
 - (2) 定期的にねずみやゴキブリなどの駆除をしていますか…………… (している・していない)

○印用尺 K0

○印用尺 K1

9 あなたがこれから、衛生上特に気をつけていきたいことがありましたら、お聞かせください。

.....

◎ 新たに開業される方におたずねします

- 1 予定されている営業許可又は届出は、次のどれですか
- (1) 理容業 (2) 美容業 (3) クリーニング業 (4) 公衆浴場業
 - (5) 興行場営業 (①映画 ②演劇 ③演芸)
- 2 あなたをふくめて働く人は、何名の予定ですか…………… [___名(そのうちパート、アルバイトは ___名)]
- 3 (理容業・美容業の開業予定の方だけお答えください)
- 管理理容師・管理美容師の資格をもっている方は、何名になる予定ですか…………… (___名・い な い)
- 4 (クリーニング業の開業予定の方だけお答えください)
- クリーニング師の免許をもっている方は、何名になる予定ですか…………… (___名・い な い)
- 5 (公衆浴場業の開業予定の方だけお答えください)
- 浴槽用の水(湯)は次のどれですか、該当するものに全部○印をつけてください…………… (①水道水 ②井戸水 ③温泉水)
- 6 開業されるにあたってすでに営業している方におたずねしたような衛生管理上いろいろ気をつけなければならないことがたくさんあります。
- あなたがこれから、衛生上特に気をつけていきたいことがありましたら、お聞かせください。

一般貸付（組合員以外への生活衛生貸付）に係る
都道府県知事の推せん書の見直しについて（未定稿）

	推薦書発行の廃止又は金額の引き上げ	金額の引き下げ
営業者にとって	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都道府県・センターに相談する手間が軽減される 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 衛生・経営全般の指導センターの指導を受ける機会が増える ▶ 組合員向けの低利融資等について情報提供を受ける機会が増える
組合にとって		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 組合への新規加入の機会が増える
都道府県、都道府県センターにとって	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談件数が減少する ▶ 事務処理負担が軽減される 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談件数が増える ▶ 営業者への指導機会が増える
日本政策金融公庫にとって	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 速やかな融資が実行できる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指導センターの指導を受けた融資申請が増える
衛生水準の向上 営業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 組合に加入しない営業者が増える 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 衛生・経営全般の指導を受けた営業者が増える

生活衛生関係事業者が利用できる普通貸付の主な貸付制度

普通貸付		貸付条件		
		貸付限度	貸付期間	貸付利率
一般貸付（注）		4,800万円 （特定設備7,200万円）	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内 （特定設備：20年以内）	運転資金：基準利率 設備資金：基準利率
特 別 貸 付	新企業育成貸付 〔女性、若者／シニア 起業家資金〕	7,200万円 〔うち運転資金 4,800万円〕	運転資金：7年以内 設備資金：15年以内	運転資金：基準利率 設備資金：特別利率A
	企業活力強化貸付 （企業活力強化資金）	7,200万円 〔うち運転資金 4,800万円〕	運転資金：7年以内 設備資金：20年以内	運転資金：基準利率 特別利率C（中心市街地関連） 設備資金：基準利率・特別利率A 特別利率C（中心市街地関連）
	セーフティネット貸付 （経営環境変化資金）	4,800万円	運転資金：7年以内 設備資金：15年以内	運転資金：基準利率 設備資金：基準利率
経営改善貸付 （マル経）		1,000万円	運転資金：5年以内 設備資金：7年以内	運転資金：特別利率F 設備資金：特別利率F

（注）生活衛生関係事業者は一般貸付の設備資金の対象とならない。運転資金のみ対象。

生活衛生貸付の主な貸付制度

生活衛生貸付		貸付条件		
		貸付限度	貸付期間	貸付利率
一般貸付		7,200万円 （旅館業4億円 公衆浴場3億円など）	設備資金：10年以内 （特定設備：20年以内）	設備資金：基準利率
振興貸付		1億5,000万円 （旅館業7億2千万円など） 〔うち運転資金 5,700万円〕	運転資金：7年以内 設備資金：15年以内	運転資金：基準利率 基準-0.15% 特利A-0.15% 設備資金：基準金利 特別利率A 特別利率C 特利C-0.15%
特 別 貸 付	セーフティネット貸付 （経営環境変化資金）	別枠5,700万円	運転資金：7年以内	運転資金：基準利率
経営改善貸付 （衛経）		1,000万円	運転資金：5年以内 設備資金：7年以内	運転資金：特別利率F 設備資金：特別利率F

生活衛生貸付の金利の水準

設備資金				運転資金				
振興事業貸付 (資金証明書が必要)		一般貸付 (推せん書が必要)	衛経 (組合又はセネの推薦が必要)	振興事業貸付 (資金証明書が必要)		特別貸付	一般貸付	衛経 (組合又はセネの推薦が必要)
事業計画 + 会計書類				事業計画 + 標準約款 + 会計書類		生活衛生セーフティネット貸付 売上の減少等 一定の要件に 該当する場合	* 経理資金 制度なし	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">-1.05%</p> <p style="text-align: center;">特別利率C-0.15% (23年度~)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">-0.9%</p> <p style="text-align: center;">特別利率C</p> </div> </div>		基準利率	基準利率	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">-0.55%</p> <p style="text-align: center;">特別利率A-0.15% (23年度)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">-0.15%</p> <p style="text-align: center;">基準金利-0.15% (23年度)</p> </div> </div>		基準利率	基準利率	-0.3% <p style="text-align: center;">特別利率F</p>

- * 衛生設備については、振興事業貸付・一般貸付ともに特別利率Cが適用される。
- * 一般貸付において、一般公衆浴場業にかかる設備資金(浴場施設設備等)については、特別利率E(基準利率-1.4%)が適用される。
- * 「第三者保証人等を不要とする融資」を利用する場合は、0.65%上乘せ。
- * 「新創業融資制度」を利用する場合は、1.65%(法人企業の代表者等を保証人とする場合は1.55%)上乘せ。

普通貸付の金利の水準

設備資金				運転資金				
特別貸付		一般貸付	マル経 (職工会会長等の推薦が必要)	特別貸付		一般貸付	マル経 (職工会会長等の推薦が必要)	
企業活性化 強化貸付 中心市街地 関連地域	企業活性化 強化貸付	新企業育 成貸付 女性、若者 シニア企業家 資金	セーフティネット貸 付	企業活性化 強化貸付 中心市街地 関連地域	企業活性化 強化貸付	新企業育 成貸付 女性、若者 シニア企業家 資金	セーフティネット貸 付 売上の減少等 一定の要件に 該当する場合	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">-0.9%</p> <p style="text-align: center;">特別利率C</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">-0.40%</p> <p style="text-align: center;">基準金利-0.40% 又は 特別利率A</p> </div> </div>		基準利率	基準利率	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">-0.9%</p> <p style="text-align: center;">特別利率C</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">基準利率</p> </div> </div>		基準利率	基準利率	-0.3% <p style="text-align: center;">特別利率F</p>

- * 生活衛生関係事業者は一般貸付の設備資金の対象とならない。運転資金のみ対象。
- * 「第三者保証人等を不要とする融資」を利用する場合は、0.65%上乘せ。
- * 「新創業融資制度」を利用する場合は、1.65%(法人企業の代表者等を保証人とする場合は1.55%)上乘せ。